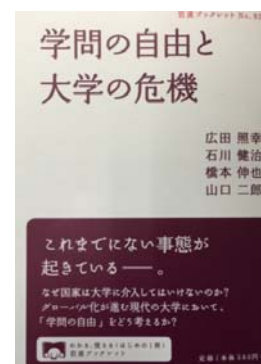


学問の自由と大学の危機

表題は岩波ブックレット新刊タイトルである。本書は「学問の自由をめぐる危機—国旗国歌の政府「要請」について考える」というシンポジウムの報告を収録したものだ。

2015年6月16日、国立大学長会議であいさつに立った下村博文文部科学大臣（当時）は、国立大学の学長たちに向かって、「入学式・卒業式における国旗・国歌の取り扱いについて、適切にご判断いただけるようお願いする」と述べた。

今回の事態は、国家（というか、ときの政府）と大学との関係という点で見ると、重大な問題をはらんでいる。今後の展開次第では、日本の大学が知的な自由を失ってしまう、その歴史的な転換点になりかねない危険性も。本書第1章の石川健治東京大教授による「天皇機関説事件80周年—学問の自由と大学の自治」が、とりわけ興味深い。美濃部達吉先生の「天皇機関説事件」などと関わらせて、戦前の歴史を振り返り、学問の自由と大学のあり方を問う。



そして2016年2月、再び文科相の「問題発言」が注目されている。朝日新聞の2月26日「天声人語」がこれを取りあげているので、紹介しておきたい。

「たればの話」という言い方がある。現実とは違うことを仮定しながらの話、というほどの意味か。「かいのない議論」と手厳しい辞書もある。俗語である。馳文科相は23日の記者会見で、たればの話だがと断って発言した。▼「私が学長であったらとしたら」。そんな前置きを何回か繰り返しながら語ったのは、国立大学の卒業式や入学式での日の丸、君が代の問題だ。「国旗掲揚、国歌斉唱を厳粛のうちに取り扱うと思っている」▼岐阜大の学長が今春の式で国歌斉唱をしない方針を示したことへの批判である。国立大は税金で支えられているのだから、式典ではすべての納税者に感謝し、国旗、国歌を重視すべきだ、という論理らしい。それをしないのは「恥ずかしい」と▼たればの話として語るのは、大学の自治への介入という批判をかわす意図なのだろう。憲法は学問の自由を保障し、教育基本法は大学の自主性と自律性をうたう。小中高校には学習指導要領があるが、大学にはない。斉唱を指示する根拠がないことは馳氏も承知だ▼だが、大学運営に不可欠な国の交付金に「感謝」を促し、式次第に「適切な」判断を求めると言えば、圧力と受け取られても仕方がない。鎧を隠す衣になっていない▼たかが式典、ではない。国歌斉唱の際の起立命令が思想・良心の自由を間接的ながら制約することは、最高裁も認めている。あの時もっと気をつけていたら……。そんな後悔をしないためにも、今、目を光らせる必要がある。

(2016年2月29日)